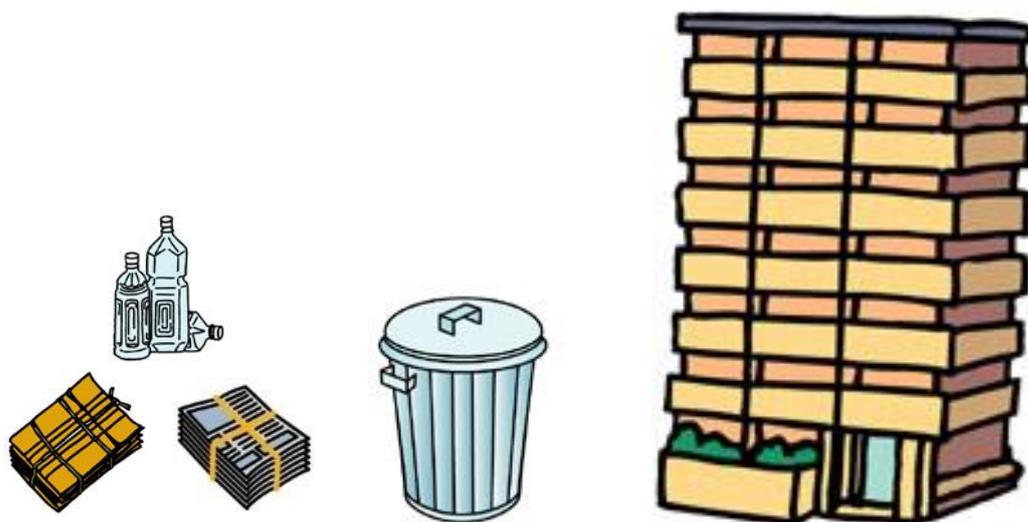


- 殿打合せ資料
1. ゴミ置場の件
 2. 鉄部塗装の件
 3. 駐車場出庫の件

2021-05-14

再利用対象物保管場所及び 廃棄物保管場所・保管設備 設置の手引き

<住宅用>



世田谷区 清掃・リサイクル部

平成31年（2019年）4月 ☆

建物の一部に事業用途が含まれる場合は、本書とあわせて「再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所・保管設備 設置の手引き<事業用>」を必ず確認してください。

目 次

1	建築物の規模別の届出の区分等	1
2	事前協議、設置届（計画書）の提出の時期	3
3	必要書類	4
4	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所等の設置手順	5
5	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の算定例	12
6	再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所の設置基準の規定等	14
7	所有者等の管理上の注意事項	16

【様式・図等】

集合住宅の用途別床面積・廃棄物の内訳量 計算書	5
図1 保管場所・容器持ち出し場所の配置例	8
図2 ポリ容器等の配置例	9
図3 反転コンテナボックスの配置例	11
再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届	17
再利用対象物保管場所・廃棄物保管場所・集積所等計画書 念書（例）	18 19
別表（第4条関係） 再利用対象物保管場所設置基準	25
別表3（1 容器数の算定、2 保管場所面積の算定）	31
別表 廃棄物保管場所の設置基準（第7条関係）	35

【関係法令等】

世田谷区清掃・リサイクル条例（抜粋）	20
世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（抜粋）	21
大規模集合住宅の再利用対象物保管場所の設置・管理基準	23
大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置・管理基準	26
世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱	32
世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（抜粋）	36
清掃事務所管轄区域一覧表	37

この手引きで使われる用語

- 再利用対象物保管場所…再利用対象物（古紙、びん、缶、ペットボトル。「資源」と表記する場合もある）を収集日まで保管する場所
- 廃棄物保管場所…廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）を収集日まで保管する場所
- 粗大ごみ集積所…粗大ごみを収集日まで保管し、集積する場所
- 資源・ごみ集積所…保管場所から持ち出した再利用対象物又は廃棄物を運搬車へ積み込む場所

【図2】ポリ容器等の配置例

ポリ容器等の規格に十分注意して、次のような配置にする。

【ポリ容器の規格】

丸型ポリ容器（60リットル）・・・直径60cm

角型ポリ容器（60リットル）・・・（一辺）35cm × （一辺）55cm

※ 容器の規格はメーカーによって異なるため、上記より小さい場合は、カタログを添付すること。

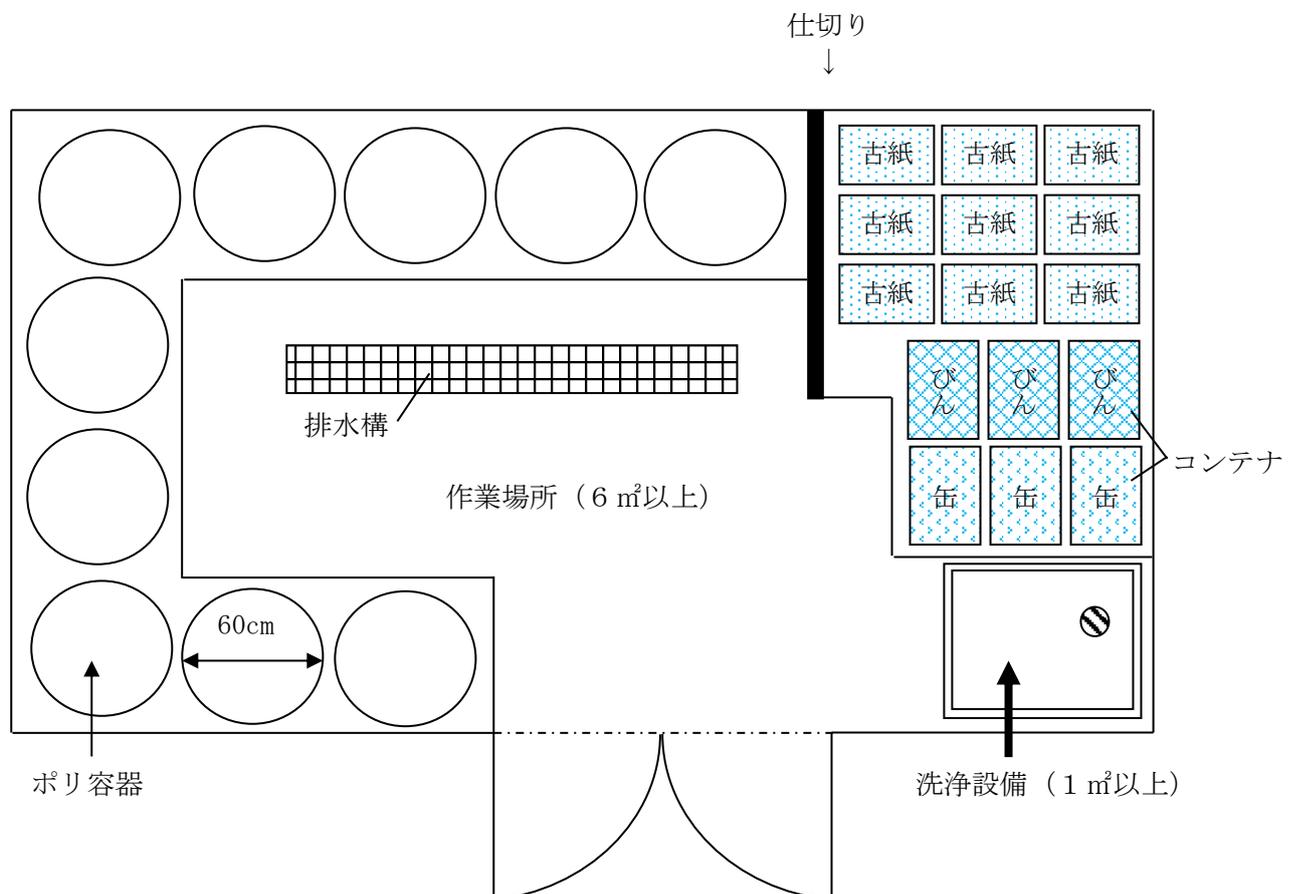
【ポリ容器の面積の算定】

丸型ポリ容器は、直径0.6m×直径0.6m＝**0.36㎡**を底面積とする。

角型ポリ容器は、縦0.35m×横0.55m＝0.1925㎡となるが、少数点第2位を四捨五入し、**0.2㎡**を底面積とする。

再利用対象物保管場所と廃棄物保管場所はそれぞれ設置するのが望ましいが、1つにまとめる場合は、仕切り等で明確に区分する。

集合住宅に事業用途の施設を併設する場合は、家庭から出る再利用対象物及び廃棄物と事業所から出る再利用対象物及び廃棄物の保管場所をそれぞれ設置することが望ましいが、1つにまとめる場合は、仕切り等で明確に区分する。



＜参考＞ 大規模建築物の廃棄物保管場所の設置基準の主なもの

【設置の基準】

- ・ 再利用対象物保管場所以外の他の用途と兼用でないこと。
- ・ 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- ・ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、管轄の清掃事務所長と別途協議すること。
- ・ 事業の用途に供する施設を併設する場合は、家庭廃棄物と事業系廃棄物が各別に保管できること。
- ・ 廃棄物の搬入、保管設備への投入及び清掃又は点検等に必要な作業場所を6平方メートル以上確保すること。
- ・ 同一敷地内で建築物の外に複数設置し、運搬車が当該敷地内の通路から廃棄物を積み込む場合は、幅員が6メートル以上あり、運搬車が通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

【構造の基準】

- ・ 保管場所の換気、採光に十分配慮し、必要な設備を備えること。
- ・ 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉等を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
- ・ 運搬車が大規模建築物又はその敷地の内部に進入する場合は、敷地構造は廃棄物を積載した車両重量に耐え得る構造とすること。

【附帯設備の基準】

- ・ 仕切りの設置、色彩又は形状等で区別された容器等の保管設備の設置等により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- ・ 清潔を保持するため、水道栓等や排水口等の洗浄排水設備を1平方メートル以上設置すること。
- ・ 棚を設置する場合は2段とし、1段ごとの高さは80センチメートルから100センチメートルまでとすること。

3 その他

(1) 粗大ごみ集積所の設置 (延べ床面積 3,000 m²以上の大規模建築物のみ該当)

粗大ごみ集積所を再利用対象物保管場所、廃棄物保管場所、資源・ごみ集積所とは別に設置してください。

- ① 最低3 m²以上とする。
- ② 原則として1棟につき1箇所設置すること。
- ③ 通路と共用でないこと。

(2) 資源・ごみ集積所 (収集日に保管場所から容器等を持ち出す場所)

資源・ごみ集積所は、原則として敷地内の公道に面した場所に確保し、その位置は、次のことを考慮して選定してください。

- ① 再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所から容器やコンテナを持ち出しやすい場所であること。
- ② 運搬車が停車できる場所であること。
- ③ 運搬車への積み込みに支障がない場所であること。

別表1（第5条関係） 大規模建築物の規模別、廃棄物別の保管設備等の設置基準及び処理方法※

規模等	廃棄物	保管設備の種類			粗大ごみ 集積所	処理方法	備考
		容器	反転コンテナ ボックス	自動貯留排出機		区	
100戸 以上	可燃ごみ		○	○	○	○	
	不燃ごみ	○				○	
100戸 未満	可燃ごみ	○	○	○	○	○	
	不燃ごみ	○				○	

※ 反転コンテナボックス又は自動貯留排出機の設置については、周辺道路の幅員により運搬車が通行できない場合があるため、管轄の清掃事務所長と十分協議すること。

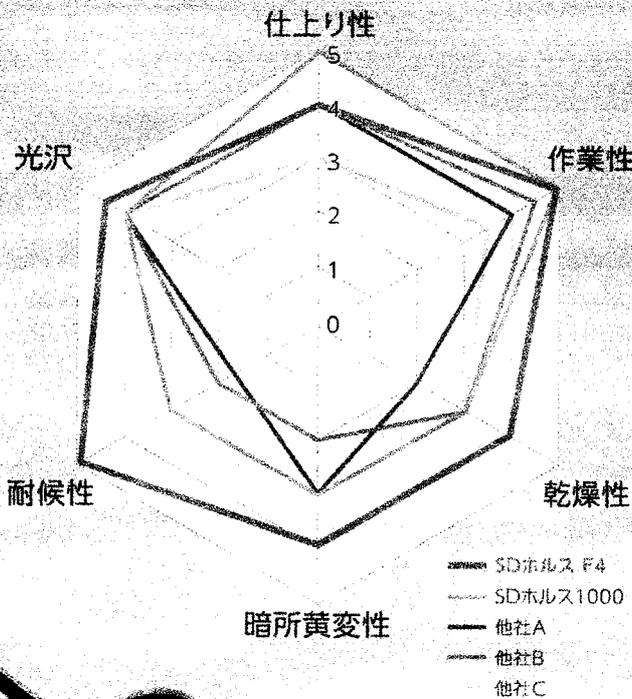
別表2（第6条関係） 住戸占有面積別人員数

住戸占有面積	人員数
～20㎡	1.0人
～30㎡	1.5人
～40㎡	2.0人
～50㎡	2.5人
～60㎡	3.0人
60㎡超	4.0人

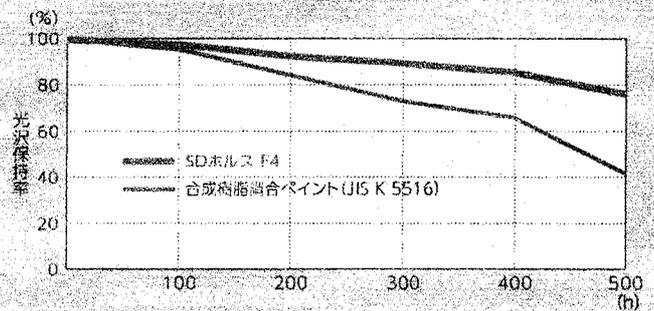


塗装作業性を改良！ 環境への配慮にも対応し さらにパワーアップ！

SDホルス F4は、ハケ塗りでの伸びが良く
作業性と仕上りに優れた合成樹脂調合ペイントです。



合成樹脂調合ペイントを超える
耐候性、光沢保持性を発揮。



SDホルス1000並の
作業性とF☆☆☆☆を両立！

刷毛作業性比較	SDホルスF4	SDホルス1000	SDホルス1000
ホルムアルデヒド放散等級	F☆☆☆☆	F☆☆☆☆	F☆☆☆☆
配り作業	○	○	○
ならし作業	○	△	○
仕上げ作業 (通し作業)	○	△	○

幅広いつやの対応と
仕上り性を向上。

淡彩～濃彩の全ての色域で、つやあり、7分つや、
5分つや、3分つや、つや消の対応が可能。
中濃彩色域での3分つや、5分つやの仕上り性を向上。

ターペン可溶2液形シリコン系塗料

ニッペ エス アイ ファインSi



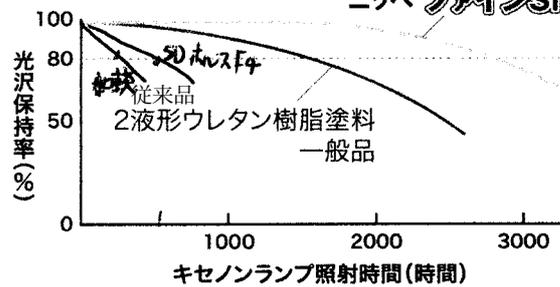
現場で活躍して、 オールマイティな使い方。

特長

① 高耐候性 (耐候形1種の性能)

特殊処理技術を組み合わせた高耐候性シリコン系塗料によりすぐれた耐久性を実現しました。

【耐候性比較データ】



② 抜群の作業性・ 多目的用途

かぶり(隠ぺい性)がよく、塗装時の発泡がなく、抜群の塗りやすさです。すばやく乾燥するので、冬場の施工にも安心です。また、各種外壁(サイディングボード・モルタルなど)、鉄部、FRP、硬質塩ビ部などの塗り替えに幅広く適用できます。

③ 弾性仕様

外壁のひび割れに追従でき、各種弾性形塗料の塗り替えに適應できます。JIS A 6909防水形複層塗材E・REの上塗り材としても対応しています。

④ 防藻・防かび性

藻・かびの発生を抑え、建物の美観と清潔な環境をまもります。

⑤ ターペン可溶

弱溶剤系であるため臭気がマイルドで、さまざまな下地に塗装できます。

⑥ 低汚染性

親水化技術により、外壁の美観を損なう雨垂れ汚染から建物をまもり、美しさを長持ちさせます。

⑦ 透湿性

透湿性が高いため結露から建物をまもります。

⑧ 環境にやさしい

鉛などの重金属を配合していません。もちろんホルムアルデヒド・クロルピリホスも配合していません。



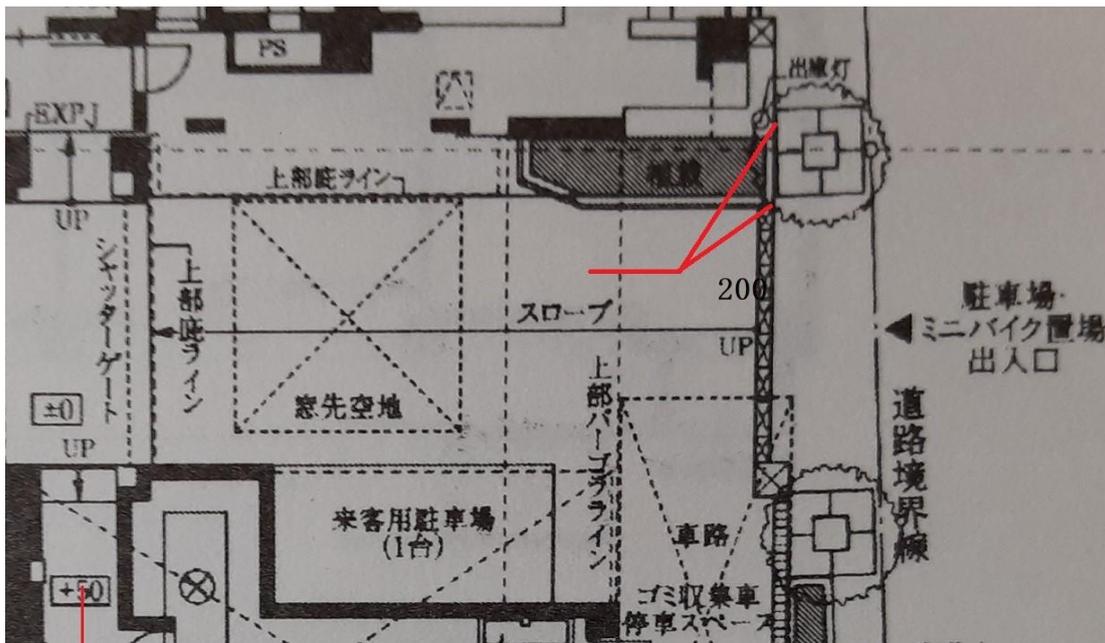
東京都建築安全条例 令和元年12月25日施行

第2章第5節 自動車車庫等

第32条（大規模の自動車車庫又は自動車駐車場の構造及び設備）

五、自動車の出入口には警報装置を設けること

第28条(前面空地) 自動車車庫等の敷地からの自動車の出入口は、道路との境界線から二メートル後退した自動車の車路の中心線において、道路の中心線に直角に向かつて、左右それぞれ六十度以上前面道路の通行の見通しができる空地又は空間を有しなければならない。ただし、交通の安全上支障がない場合は、この限りでない。



出庫灯まで60°ではあるが、植木が視界を妨げている。また、下の植栽が成長すると視界がなくなる（60°規則が守られない）。

建築確認が本当にとれたのか？ 後日調査し、虚偽表現があればmec-rに更生を要求する。